

旭区会計年度任用職員

（こども家庭支援課乳幼児健康診査事務補助）を募集します

旭区では、乳幼児健康診査事業の事務補助を行う旭区会計年度任用職員（こども家庭支援課・乳幼児健康診査事務補助）を4名募集します。

業務内容	(1)計測補助 (2)会場設営・片付け補助・パンフレット等の準備など健診に必要な雑務 (3)受診勧奨通知の発送補助業務 (4)その他乳幼児健康診査に関する事務補助 (5)屈折検査の受付・案内業務、その他検査に必要な業務 ※その他、大規模災害発生時における災害対応業務 （基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）
応募要件	(1)市民応対が得意な方 (2)別紙「令和8年度 乳幼児健診予定表」日程で働くことが可能な方
欠格条項	地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者
募集人数	4名
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
勤務時間	(1) 8時30分から12時30分まで (2) 12時30分から16時30分まで (3) 8時45分から17時15分まで 上記時間帯で月1～4日、年12～48日勤務（火曜日、木曜日、金曜日の乳幼児健康診査を実施する日、シフト制）

勤務場所	旭区こども家庭支援課 (住所) 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12
報酬等	(1) 日給 5,856 円 (4 時間勤務)【令和 8 年度見込】 10,980 円 (7.5 時間勤務)【令和 8 年度見込】 (2) 通勤費用 (実費相当額) を別途支給 (3) 任用合計時間等が加入要件を満たさないため、厚生年金保険料、健康保険・介護保険料、雇用保険料本人負担分の徴収はありません。 その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。
休暇等	横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則のとおり
応募方法	下記まで必要書類を提出してください。(郵送可。確実な郵送のため、「配達記録郵便」又は「簡易書留」扱いにしてください。) (1) 提出書類 ・ 会計年度任用職員申込書 <u>(ホームページからダウンロードできない場合、区役所でもお渡し可能です。)</u> (2) 受付期間 令和 8 年 2 月 27 日 (金) 必着 (持参の場合は同日 15 時 00 分まで) (3) 提出先 旭区役所福祉保健センターこども家庭支援課 「乳幼児健康診査会計年度任用職員」採用担当まで ※この選考において提出された書類は、一切返却しません。
選考内容	(1) 選考 (面接) 令和 8 年 3 月 3 日 (火)、3 月 5 日 (木)、3 月 6 日 (金) のうちいずれか ※時間等詳細は申込者に対し、別途通知します。 (2) 選考結果通知 令和 8 年 3 月中旬発送予定 ※ 選考の結果は、合否に関わらず、受験者全員に文書で通知します。
その他	(1) 必要に応じ、雇入れ時に健康診断を受診していただくことがあります。 (2) この募集は、令和 8 年度予算が横浜市会において議決されることを条件としています。予算が議決されなかった場合、選考に合格していても、採用できないことがあります。